

2016 年秋の臨時国会にかける 安倍政権のねらい

——改憲策動に対して私たちはいかに闘うか——

佐藤 和義／山川よしやす

2016 年 10 月

目 次

1. 安倍は自民党改憲草案による改憲を進めようとしている
2. 戦争法の実行は憲法9条の破壊である
3. 辺野古新基地建設と高江ヘリパッド建設は、緊急事態条項の先取り実施である
4. 社会保障の切り捨ては憲法25条の生存権の否定である
5. アベノミクス、働き方改革、TPP、原発政策はグローバル資本の利益のため
 - (1) アベノミクスは破たんしている
 - (2) 働き方改革は資本のための改革
 - (3) TPPもグローバル資本のため
 - (4) 原発政策
6. 改憲策動に対して私たちはどう闘うか

編集・発行 民主主義的社會主義運動理論政策委員会

*この『論説』は、『週刊MDS』のホームページ (<http://www.mdsweb.jp/>) から無料でダウンロードすることができます。

1. 安倍は自民党改憲草案による改憲を進めようとしている

2016年9月26日に臨時国会が始まり、安倍首相は所信表明演説を行なった。演説の冒頭で安倍は、『この道を力強く前へ』——これが、選挙で示された国民の意志であります」と述べ、最後に「憲法はどうあるべきか。日本が、これから、どういう国をめざすのか。それを決めるのは政府ではありません。国民です。そして、その案を国民に提示するのは、私たち国会議員の責任であります。与野党の立場を超え、憲法審査会での議論を深めていこうではありませんか」と、改憲への強い意志を表明した。国会で改憲案を審議し、国民投票にかける案を決めようと提起したのである。「安倍内閣は『未来』への挑戦を続けます」と述べているように、安倍は、今後の日本をグローバル資本の思うがままの国にするために改憲をしようというのである。

その際、安倍が改憲論議の基本にすえているのが自民党改憲草案である。2016年9月25日のNHKの番組で二階俊博・自民党幹事長は、「皆さんの意見を聞くゆとりをもたなければいけないが、いますぐ草案を撤回するところまでは考えていない」として、野田佳彦・民進党幹事長の撤回要求を拒否した。安倍首相も、衆院本会議で改憲草案の撤回を求めた野田民進党幹事長に対して、「自民党草案を撤回しなければ議論できないという主張は理解に苦しむ」と述べた。安倍政権は明らかに自民党改憲草案を改憲論議の中心に置こうとしているのである。安倍は、日本会議所属の小池百合子や日本維新の会と組んで、民進党内の改憲派議員を憲法審査会の論議で揺さぶり、自民党改憲草案にもとづく改憲をねらっているのである。

今後、両院の憲法審査会で改憲原案が論議され、両院の国会議員の3分の2以上の賛成で改憲が発議され、国民投票にかけられる。国民投票では投票率がどうであれ過半数の賛成で改憲が決まる。

改憲派が衆参両院で3分の2以上を占めているとはいえ、具体的に改憲を掲げた選挙で議席を確保したわけではない。安倍首相も「憲法9条改正」について、「まだまだ国民的な理解、支持が広がっている状況にないと認識している」と述べざるをえなかった¹。公明党の山口那津男代表が「憲法9条のもとで、厳しさを増す安全保障環境に対応するために平和安全法制（安全保障法制）を作った。これを自ら否定するような議論をするつもりはない」と述べたように²、公明党もさすがに9条改憲には慎重な態度をとっている。しかし、安倍首相は憲法審査会での論議を通じて自民党改憲草案を実現したいと強く望んでいる。安倍首相はそのために2018年9月までの自民党総裁の任期延長を画策し、東京オリンピックまで党総裁と首相の地位に居座ろうとしている。そして、現憲法の実態的破壊を進め、改憲へのハードルを低くしようとしている。

改憲は、条文を変えてからその内容が実行されるものではない。秘密保護法や戦争法がそうであるように、すでに改憲の中身が実行されつつあるものがかなりある。条文改憲はその仕上げ、現憲法破壊の確定としてあると見なければならぬ。

以下、安倍政権による現憲法の破壊策動を見ていこう。

2. 戦争法の実行は憲法9条の破壊である

2016年9月19日で戦争法の「成立」から1年が経過し、政府は戦争法を実行してきている。

違憲の戦争法によって「駆けつけ警護」、「宿営地共同防衛」が認められた。「駆けつけ警護」とは、国連

¹ 『毎日新聞』2016年8月9日付。

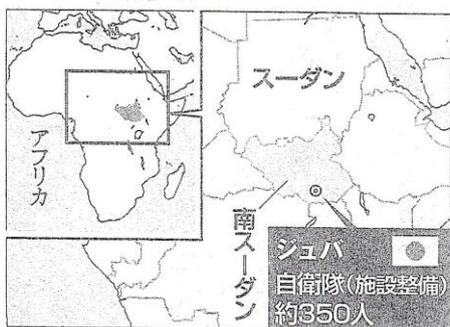
² 『朝日新聞』2016年8月6日付。

や NGO の職員らが自衛隊の宿営地から離れた場所で武装集団に襲われた際、武器をもって助けに行くことである。2016 年 11 月中旬に南スーダンでの国連 PKO（平和維持活動）に派遣される陸上自衛隊第 9 師団第 5 普通科連隊は、「駆けつけ警護」と「宿営地の共同防衛」の訓練を 8 月 25 日から始めた。これらの新任務の正式決定は 10 月であるけれども、すでに訓練を開始したのである。部隊のなかに新任務に対応する「即応対処チーム（QRF）」を設置することとし、「現場に急行して敵を攻撃し、駆逐できる高い戦闘能力をもたせる」（陸自幹部）としている³。南スーダンは内戦状態にあり、【図表1】に見られるように日本の PKO 参加 5 原則を満たしておらず、撤退すべきであるにもかかわらず、装備を強化し、戦闘に乗り出そうというのである。その意図は、自衛隊に海外で武力を行使させ、憲法 9 条が実質的に改正された状態を先につくりだすところにある。

【図表1】『朝日新聞（9月22日）』

PKO5原則と南スーダンの現状

| 5原則 | 現状と日本政府の対応 |
|-----------------------|----------------------------|
| 1 紛争当事者間の停戦合意 | 「紛争は生じておらず、当事者はいない」（稲田防衛相） |
| 2 現地政府や紛争当事者の受け入れ同意 | 現地政府は国連の増派を当初拒み、9月に了承 |
| 3 PKOの中立厳守 | 国連は民間人保護で現地政府と対立辞さずの姿勢 |
| 4 上記のいずれかが満たされねば撤収できる | 「満たしている。現地政府の対応注視」（稲田防衛相） |
| 5 武器使用は必要最小限 | 「駆けつけ警護」実施なら武器使用権限拡大 |



「駆けつけ警護」について東日本の 50 代の陸自隊員は、「新任務と言われてもイメージがわからない。今回の PKO 部隊が 3 カ月後に現地に派遣されるとして、こんな短期間の訓練で、武器使用手順を身に着的たり、海外で任務に就く腹を決めたりすることができるのか」と不安を口にしている⁴。戦争法の施行による海外での戦闘の可能性を考え、自衛官応募者は 4 年連続で減った⁵。

³ 『朝日新聞』 2016 年 9 月 20 日付夕刊。

⁴ 『東京新聞』 2016 年 8 月 25 日付。

⁵ 自衛官候補生への応募者数は、2012 年度の 29740 人から 2015 年度の 24652 人へと減少している（『しんぶん赤旗』 2016 年 7 月 25 日付）。

これに対する政府の回答は、PKO 弔慰金を現行の 6000 万円から 9000 万円へ増額することを検討するというものであった⁶。明らかに、南スーダンでの武力行使により自衛隊員の死者が出ることを政府も想定しているのである。

安倍首相は 2016 年 9 月 12 日、総理官邸での「自衛隊高級幹部会共に伴う総理主催懇親会」において、「行く先々で自衛隊のグローバルな活躍を再確認し、世界の平和と安定のため汗を流している皆さんを、最高指揮官として大変誇らしく思いました。〔中略〕いま話題の映画『シン・ゴジラ』でも、自衛隊が大活躍すると聞いています」と能天気語った。憲法にも自衛隊法にも定めのない“最高指揮官”を自称する安倍は、殺し殺される戦場へ自衛隊員を送ることに何の痛みも感じていないことが明らかになった⁷。

【図表2】 現行憲法と自民党改憲草案との比較（第2章）

| 日本国憲法 | 自民党改憲草案 |
|---|--|
| <p>第2章 戦争の放棄</p> <p>第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p> | <p>第2章 安全保障</p> <p>第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、<u>武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</u></p> <p>第9条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、<u>内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍</u>を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第1項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、<u>国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動</u>及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> |

憲法第9条が禁じる海外での武力行使を実行してしまえば、現憲法の根幹を破壊したことになる。安倍は、そうした実質的な改憲状態を事後的に追認するものとして9条改正を目論んでいる。すなわち、自民党改憲草案第9条の二の3項がいう「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」を先行的に実施するのである【図表2】。

⁶ 『産経新聞』2016年8月31日付。

⁷ 現行の自衛隊法第7条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」と定め、内閣総理大臣に自衛隊の「指揮監督権」という権限をあたえるにとどめている。それに対し、自民党改憲草案は第9条の二において「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」と明記し、「最高指揮官」という地位を新たに設ける規定となっている【図表2】。安倍の発言は、自民党の改憲草案がまるですで実現されたかのように思い込んでいる彼の錯覚を露わにしている。

また、集団的自衛権行使のために日米共同訓練が強化されつつある。2016 年 9 月 15 日、稲田朋美防衛相は、「〔安保関連法は〕自衛隊の任務と遂行能力を大きく拡大することを可能にした。米軍とシームレスに〔切れ目なく〕活動する自衛隊の能力を向上させる」と述べた。また、安倍首相は 9 月 12 日に、「制度は整った。必要なのは新しい防衛省・自衛隊による実行だ」と強調した⁸。朝鮮の核実験に対し、9 月 12 日には米軍の B1 爆撃機 2 機と空自の F2 戦闘機 2 機が九州周辺で迎撃訓練を行なった。滋賀県あいば野演習場では 8 月 29 日から日米合同演習が行なわれている。

海外での武力行使を可能とするために軍事費が増やされようとしている。軍事費の 2017 年度概算要求は 5 兆 1685 億円（16 年度予算比 1143 億円増）であった。朝鮮対策としての迎撃ミサイルである PAC3MSE には 1056 億円、SM3 ブロック 2A には 147 億円、尖閣諸島対策としてレーダーに探知されにくいステルス戦闘機 F35 には 6 機 946 億円、上陸部隊の兵士を乗せて運ぶオスプレイには 4 機 393 億円、空中給油機 KC46A には 1 機 318 億円、新型の 3000 トン級潜水艦には 1 隻 760 億円、そして無人偵察機グローバルホークには 1 機 173 億円が要求されている。

9 月 26 日には、自衛隊と米軍のあいだで食料、燃料、弾薬などの物資を融通する「日米物品役務相互提供協定（ACSA）」を改定し、世界各地で展開する米軍に対する補給と弾薬提供を可能にした。集団的自衛権行使のための戦争法の具体化である。

違憲の戦争法を実行することで 9 条を破壊する。これを安倍内閣は進めているのである。

3. 辺野古新基地建設と高江ヘリパッド建設は、緊急事態条項の先取り実施である

2016 年 9 月 16 日、福岡高裁那覇支部は辺野古での基地建設をめぐる沖縄県敗訴のでたらめな判決を下した。翁長健志・沖縄県知事が記者会見で「大変あぜんとしている」と語ったように、国の主張をそのまま展開する不当判決であった。

この判決は、「地方公共団体は、国防・外交に関する事項を国全体の安全や国として国際社会における位置がいかにあるべきかという面から判断する権限も判断しうる組織体制も責任を負いうる立場も有しない」、「北朝鮮が保有する弾道ミサイルのうちノドンの射程外となるのは我が国では沖縄などごく一部であること〔中略〕等に照らして、沖縄に地理的優位性が認められるとの原告〔安倍政権〕の説明は不合理ではない」、「在沖全米海兵隊を県外に移転できないという国の判断は、戦後 70 年の経過や現在の世界、地域情勢から合理性があり、尊重すべきだ」とし、結論として「普天間飛行場の被害を除去するには本件新施設等を建設する以外にない」と断じている。

翁長知事が言うとおおり、「このような判決は、沖縄県の問題にとどまらず、これからの地方自治・民主主義のあり方に困難をもたらす」ものである。何度もの選挙で示された沖縄県民の意思に反する判決である。弁護士猪野亨さんが「審理もせず裁判所が軍事上の必要性や政治情勢を判断できるのか不思議だ」と述べているように⁹、判決は、政府と最高裁の意を受けて赴任してきた福岡高裁那覇支部長の作文であった。防衛省幹部は「第一関門はクリアだ。移設に向けて一歩前進した」と言い、『読売新聞』は社説で「翁長知事の違法が認定された」と嬉しそうに述べた¹⁰。これほどまでに日本政府が執拗に辺野古新基地建設を進めるのは、米軍と自衛隊が将来に共同使用する基地として建設したいからである。

⁸ 『毎日新聞』2016 年 9 月 20 日付。

⁹ 『東京新聞』2016 年 9 月 21 日付。

¹⁰ 『読売新聞』2016 年 9 月 17 日付。

【図表3】『琉球新報(9月22日)』

ヘリパッド問題
これまでの動き

- 7月22日 米軍北部訓練場N1ゲート前の市民らのテントが強制撤去され、残り4カ所の新たなヘリパッド建設に着手
- 8月11日 市民1人が抗議活動中に現行犯逮捕。翌日に釈放される
- 24日 県道70号沿いで抗議行動をする男性1人が公務執行妨害容疑で現行犯逮捕され翌日に釈放。抗議行動中の女性1人がけが
- 25日 沖縄防衛局がN1裏のあぜ道に金網を設置
- 26日 N1裏のあぜ道の金網を市民らが午前の一部撤去。午後には沖縄防衛局が木の板と有刺鉄線で強化し金網を再設置
- 9月2日 警察が警察車両でヘリパッド建設の作業員らをN1地区ゲート前に運ぶ
- 4日 ヘリパッド建設に反対する市民らが1回目の一斉行動を実施し約300人が集会
- 6日 抗議行動中の運転手の女性が公務執行妨害容疑で逮捕され、7日に釈放される
- 9日 沖縄防衛局が民間ヘリでN1地区付近からG、H地区へ重機を空輸。10日も
- 13日 陸上自衛隊ヘリで重機をメインゲート付近からG、H地区へ空輸
- 15日 県道70号沿いで抗議行動をしていた男性1人、女性1人が往来妨害容疑で逮捕され17日に釈放される
- 21日 水曜の一斉行動で市民ら約250人が参加し、砂利搬入の際に機動隊が市民らを排除

しかし、裁判所前で集会を開いた市民は「それでも民意は揺るがない」と明確に闘争継続、最高裁闘争への意思を示した。この闘いに連帯し、辺野古新基地建設を阻止していかねばならない。埋め立て承認の撤回や設計変更の不承認など県ができることは山ほどある。

また、沖縄県東村・高江でのヘリパッド建設をめぐる状況は、自民党改憲草案の緊急事態条項を先取りしている。高江におけるヘリパッド建設の動きは【図表3】に示すとおりである。ヘリパッド建設への沖縄県外からの機動隊派遣については、沖縄県公安委員会が7月12日に要請する前に警察庁が7月11日、事実上の派遣指示を出していた。県道封鎖、座り込みテントの勝手な撤去、許可を得ない国有林の立木伐採、金網フェンスの勝手な設置、新聞記者の拘束、市民の不当逮捕、県赤土流出防止条例違反、さらには工事関係車両の自衛隊機による輸送等々。多くの法令に違反し、基本的人権を踏みとじる国のやり方は、緊急事態条項が「国その他の公共機関の指示に従わなければならない」と規定していることを先取りし実行しているので

ある【図表4】。

【図表4】 自民党改憲草案の第9章（抜粋）

| 第9章 緊急事態 | |
|----------|--|
| 第98条 | 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。 |
| 〔中略〕 | |
| 第99条 | 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、 <u>内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。</u> |
| 2 | 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。 |
| 3 | 緊急事態の宣言が発せられた場合には、 <u>何人も</u> 、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる <u>国その他公の機関の指示に従わなければならない</u> 。この場合においても、 <u>第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない</u> 。 |

【図表5】 現行憲法と自民党改憲草案との比較（第21条）

| 日本国憲法 | 自民党改憲草案 |
|--|---|
| 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 | 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 2 <u>前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。</u> |

また、高江における異常な弾圧は「表現の自由」を定めた憲法 21 条に違反している。自民党改憲草案にある〈公益及び公の秩序に反する表現活動は認めない〉という規定を、警察は実行している【図表5】。日米軍事同盟に反対する活動は「公益」を害するというのである。自民党改憲草案が現実化されるならば、沖縄だけでなく日本全国どこにおいても、たとえば戦争反対の運動は合法的につぶされることになる。

安倍首相は所信表明演説で「北部訓練場、4000ヘクタールの返還を、20年越しで実現させます。沖縄県内の約2割、本土復帰後、最大の返還であります。0.96ヘクタールのヘリパッドを既存の訓練場内に移設することで、その実現が可能となります。もはや先送りは許されません。1つひとつ、確実に結果を出すことによって、沖縄の未来を切り拓いてまいります」と、高江でのヘリパッド建設の強行を明言した。本土からの強い連帯で「先送り」させよう。辺野古新基地建設、高江ヘリパッド建設による憲法破壊を阻止しよう。

4. 社会保障の切り捨ては憲法 25 条の生存権の否定である

安倍政権は軍事費拡大とは対照的に社会保障費を徹底して削減する方針である。軍事費など、グローバル資本のための予算項目に資金を集中するためである。生活保護基準が3回にわたって切り下げられた。70 - 74歳の医療費自己負担が2割に引き上げられ、入院時の食費値上げが行なわれた。介護では要支援者が

保険給付から外され、特別養護老人ホーム入所資格が要介護3以上に制限された。年金は3年連続で引き下げられた。その考え方の根本は「自助を基本としつつ、自助の共同化としての共助（＝社会保険）が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に公的扶助等の公助が補完」というものである¹¹。これは憲法25条の生存権（「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」）の否定である。自民党の改憲草案はその24条において「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」と規定している。今日単身世帯が多いこと、非正規労働が結婚を不可能にしていることを棚に上げて、政府の責任を逃れようとするものである。

以上のように、安倍政権は戦争法の実行、辺野古新基地・高江ヘリパッドの建設、社会保障の切り捨てにより、現憲法を破壊し自民党改憲草案を先取りして実行しようとしているのである。

5. アベノミクス、働き方改革、TPP、原発政策は、グローバル資本の利益のため

安倍首相は憲法破壊を進めつつ、さらにグローバル資本の利益を拡大する政策を実行しようとしている。安倍は所信表明演説で、「アベノミクスをいっそう加速し、デフレからの脱出速度を最大限まで引き上げてまいります」、「1億総活躍、地方創生、農政新時代、そして地球儀を俯瞰する外交。安倍内閣は『未来』への挑戦を続けます」と述べた。

以下、安倍のいう政策が市民にとっては生活破壊であることを見ていく。

(1) アベノミクスは破たんしている

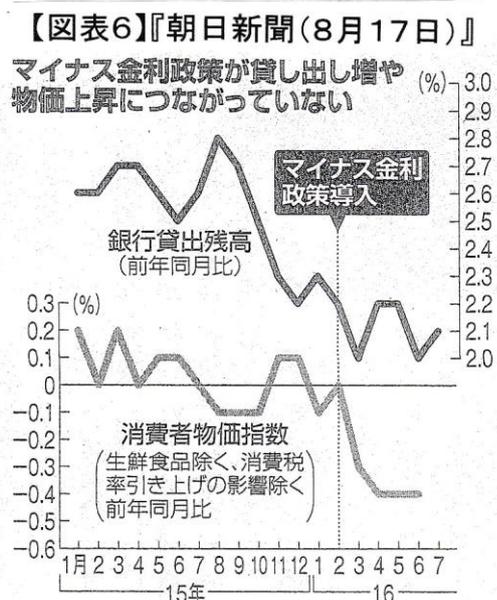
安倍首相は「アベノミクスをいっそう加速」という。しかし【図表6】で見ると、日本銀行が現在とっているマイナス金利政策はまったく効果をあげていない。黒田東彦^{はるひこ}日銀総裁によればマイナス金利で投資が増え、銀行の貸出残高が増えるはずであったが、かえって減っている。消費者物価も下がりつづけている。大企業は内部留保を拡大し、2016年9月1日に発表された法人企業統計によれば、2015年度は内部留保が過去最高の313兆円となった。役員報酬は1人あたり1865万円で前年度を上回った。逆に1人あたり賃金は年間1.8万円減少し、561.7万円となった。

国債残高は現在838兆円であり、国民1人あたりで見れば664万円の負債という最悪の財政状況をもたらしている。また、株価維持のために日銀や年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が株を買い込み、すでにGPIFは三菱UFJ、三井住友、みずほフィナンシャルグループの筆頭株主となっている¹²。年金基金による株式運用の拡大の結果、GPIFは2015年度の年金積立金運用で5兆3000億円の損失を出した。市民の財産がアベノミクスというギャンブルで失われたのである。GPIF理事長はこのような大損失を出しながら、2015年度の年収として前年度の2倍の3130万5千円を受け取っていた¹³。グローバル資本と一部の投資家に大儲けをさせ、多くの市民・労働者の生活を悪化させたのがアベノミクスであった。アベノミクスをこれ以上加速させるのではなく、ただちにやめさせなければならない。

¹¹ 『社会保障制度改革国民会議報告書：確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋』2013年8月。

¹² 『東京新聞』2016年9月8日付。

¹³ 『朝日新聞』2016年9月28日付。



(2) 働き方改革は資本のための改革

安倍首相は2016年9月2日、「働き方改革実現推進室」開所式での訓示において、「働き方改革は最大のチャレンジだ。世の中から非正規という言葉を一掃する」と発言した¹⁴。安倍首相の掲げる働き方改革のメインテーマは長時間労働の是正と同一労働同一賃金である。これを論議するのが「働き方改革実現会議」である。その構成メンバー24人のうち労働者代表は^{こうづりきお}神津里季生連合会長だけであり（正確に言えば連合代表であって労働者代表ではないが）、あとは関係閣僚、経団連会長などの財界人、学者である。本来、労働者に関する事項は公益、労働、経営の3者同数で構成される労働政策審議会で議論されなければならないのだが、それを無視し、「政権のリーダーシップによって合意せざるをえないように追い込む」（政府関係者）というように労働者の意見を排除して、政権と資本に都合のよい改革を進めようとしているのである¹⁵。

長時間労働の是正は、一見すると労働者の要求に応えるかのように思わせる。しかし、政府がめざしているのは高度専門職の残業代をゼロにすることである。また、裁量労働制により実労働時間ではなく〈みなし労働時間〉にしようとしている。これも残業代を減らすためのものである。要するに政府のいう長時間労働の是正とは、長時間労働を少し減らすと同時に残業代を払わないにしようというものである。資本にとっては都合がよいが、労働者にとっては収入ダウンをもたらす。

同一労働同一賃金については2017年度予算の概算請求で、「非正規労働者の正社員転換・同一労働同一賃金に向けた待遇改善」に573億円を計上している。これもよいことのように思わせるが、正社員転換という場合、すでに進められている「限定正社員」にする可能性が高い。また、正社員そのものの解雇自由化が進められており、正社員が非正規従業員に限りなく接近しつつある。「非正規という言葉を一掃する」という安倍の政策は実際には、解雇自由、低賃金、残業代ゼロの正社員にしようということであり、資本にとって都合のよい改革なのである。労働者の実質賃金低下、格差拡大のなかで何か対応しなければまずいという危機感のもと、口当たりのよいスローガンを並べるけれども、それは結局のところ資本の利益のためなの

¹⁴ 『日本経済新聞』2016年9月3日付。

¹⁵ 『朝日新聞』2016年9月17日付。

である。

(3) TPP もグローバル資本のため

TPP（環太平洋経済連携協定）案について、安倍首相は9月27日の衆院での代表質問への答弁で、「厳しい交渉のなかで、国益にかなう最善の結果を得ることができた」として今国会での承認を求めた。

しかし、TPPが発効すると日本の農業は壊滅的打撃を受ける。消費者は遺伝子組み換え作物を食べさせられる。その一方でグローバル資本は投資が自由にでき、関税がなくなることで輸出も自由にできる。まさに1%のための協定であり、99%には不利益あるのみである。そしてこれもまた、「公共の福祉」による制約から営業の自由を解放し、グローバル資本による無制限な利潤追求を認めている自民党改憲草案第22条の先取りである。このようなTPPを承認させてはならない。

(4) 原発政策

安倍首相の所信表明演説では、原発の問題は災害復旧の項目で触れられている。それは、「福島では、中間貯蔵施設の建設、除染など住民の帰還に向けた環境整備、廃炉・汚染水対策を着実に進めながら、未来のエネルギー社会を拓く『先駆けの地』として、新しい産業の集積をいっそう促進してまいります」という文言にとどまっている。

しかしここでも、被曝した市民の命と生活への関心は見られず、避難者を無理に帰還させようとする姿勢が明らかである。被曝している福島県民に対する県民健康調査を縮小しようとしている。しかも、災害対策というのであれば避難方針もないような原発はただちに停止しなければならないのに、川内原発は鹿児島県知事の要請があるにもかかわらず停止しようとしない。経産省は福島原発の廃炉費、全国の原発の廃炉費を新電力の契約者にも負担させようとしている。福島原発事故による被害者に対しては補償の打ち切りをめざし、東電には廃炉費用を出してやるというものである。

6. 改憲策動に対して私たちはどう闘うか

秋の臨時国会にかける安倍政権のねらいを見すえながら、私たちはこれといかにして闘うのか。

まず第1に、沖縄の反基地闘争に連帯し勝利することが不可欠である。安倍首相は高江でのヘリパッド建設について、「もはや先送りは許されません」と語っている。ならば、闘いの力で先送りさせよう。政府と警察が法を無視し、緊急事態を先取りしているのなら、全国に闘いを広げ、安倍政権を糾弾していかなければならない。

2016年9月21日、東村高江の住民ら33人が国を相手にヘリパッド工事の差し止め訴訟を起こした。原告の1人である伊佐育子さんは、「訓練が始まると、集落を飛んでヘリパッドに降りることを十数回繰り返します。家にいるとガラスが響き、建物が揺れます。それぐらい低空飛行をします。その後、気分が悪くなり、頭痛、吐き気もする状態です。〔中略〕いまでさえこの状態なのに、あと4つオスプレイパッドができたらどうなるのだろうか。恐怖と不安に毎日憂鬱になります」と語っている¹⁶。自分たちの生活を何とか守りたいと立ち上がったのである。この闘いに連帯し勝利していこう。

辺野古新基地建設についても、辺野古現地での運動を支援しつつ最高裁闘争に取り組む必要がある。政府が報道を遮断し、沖縄の闘いを孤立させようとしているとき、連帯の闘いを強化しなければならない。

¹⁶ 『しんぶん赤旗』2016年9月23日付。

第2に、改憲を先取りするあらゆる攻撃と闘うことである。2016年11月に予定されている南スーダンPKOでの駆けつけ警護を許してはならない。『毎日新聞』の世論調査(2016年9月3日-4日)によれば、駆けつけ警護への反対は48%であり、賛成の39%を上回っている¹⁷。この力に確信をもって闘おう。生存権、幸福追求権を奪う社会福祉切り捨て・自助路線に対して闘おう。介護保険への国庫負担を倍増し、介護保険料を上げさせず、介護サービスの切り捨てを許さない運動を進めよう。

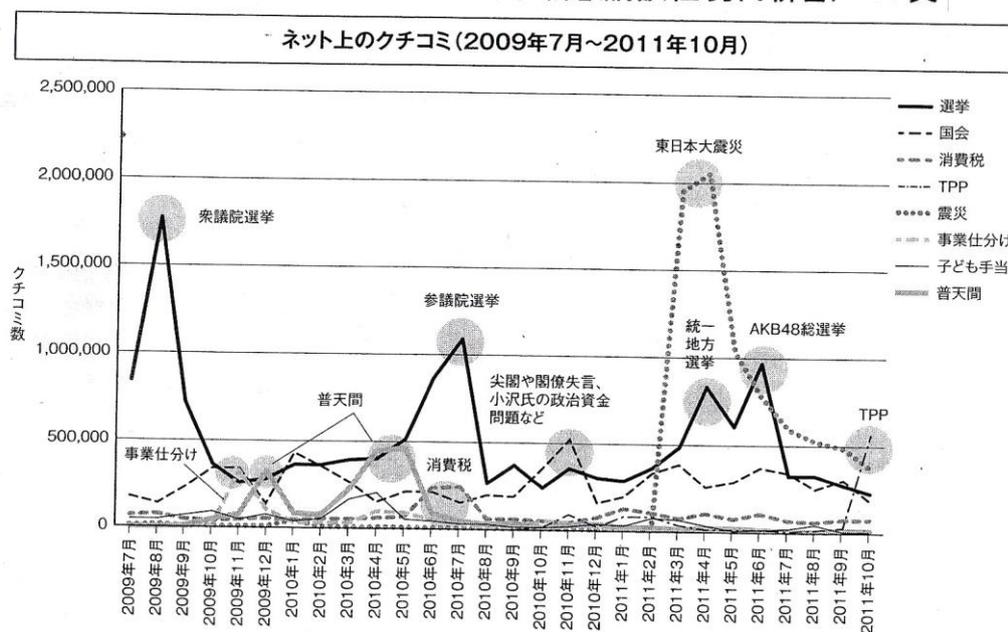
第3に、アベノミクスと「一億総活躍」の嘘を市民に宣伝し、本当に格差拡大を阻止し、貧困を追放する闘いを広げることである。

2016年の参院選に関する『朝日新聞』と東京大学・谷口将紀研究室との共同調査によれば、有権者が関心を寄せたのは年金、医療が最も大きく、憲法は16%、原発・エネルギー政策は3%であった。アベノミクスについては肯定派が30%、否定派が35%とあまり差がつかなかった¹⁸。市民のかかなりの部分がアベノミクスのキャンペーンにごまかされている。この嘘を打ち破るためにも、アベノミクスによる格差拡大の事実を突きつけ、介護、医療、奨学金、保育の現状を訴えかけていく必要がある。さまざまな運動団体の署名の実行を通じて、アベノミクスのもたらしている惨状を明らかにしていこう。

第4に、市民に広く訴えるためにZENKO(平和と民主主義をめざす全国交歓会)が提起している「沖縄に新しい基地をつくらせず、憲法改悪をさせない、平和と命を守る緊急署名」を集めることである。

自民党はメディアを分析し、有権者にどう訴えかければよいかを深く研究している。エム・データ社はテレビを365日、24時間見て、あらゆる放送内容をデータベースに記録している。ホットリンク社はインターネット上のブログや掲示板の書き込みをすべて記録し、データベース化している。【図表7・8】のように詳細なレポートが自民党に提出され、有権者にどういう言葉で訴えるのが効果的であるかを決めているのである¹⁹。

【図表7】小口日出彦著『情報参謀』(講談社現代新書)129頁

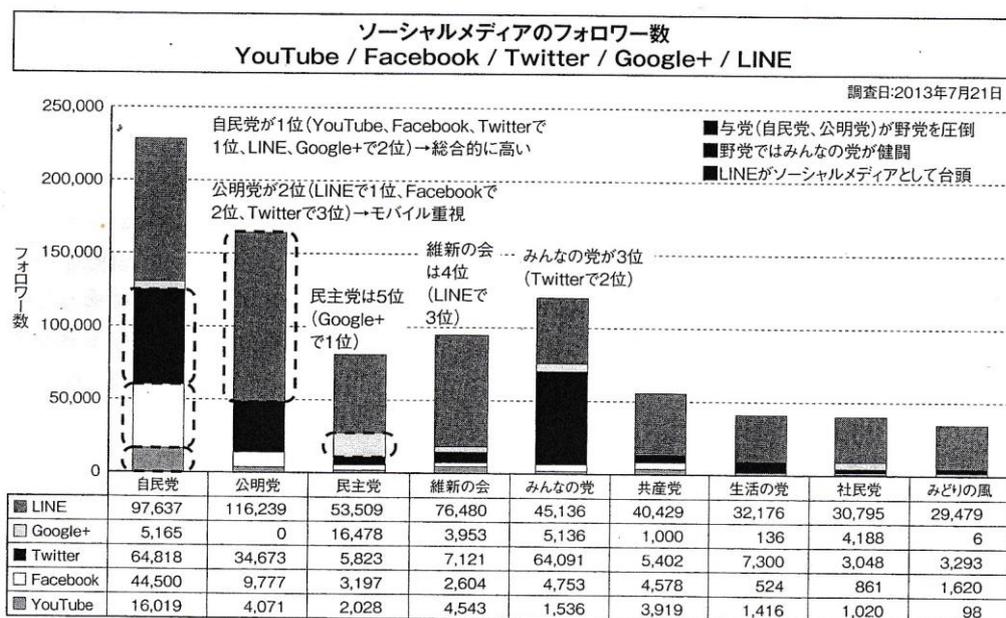


17 『毎日新聞』2016年9月5日付。

18 「2016年参院選」、『世界』2016年10月号、121 - 122頁。

19 小口日出彦著『情報参謀』講談社現代新書、2016年。

【図表8】小口日出彦著『情報参謀』(講談社現代新書)203頁

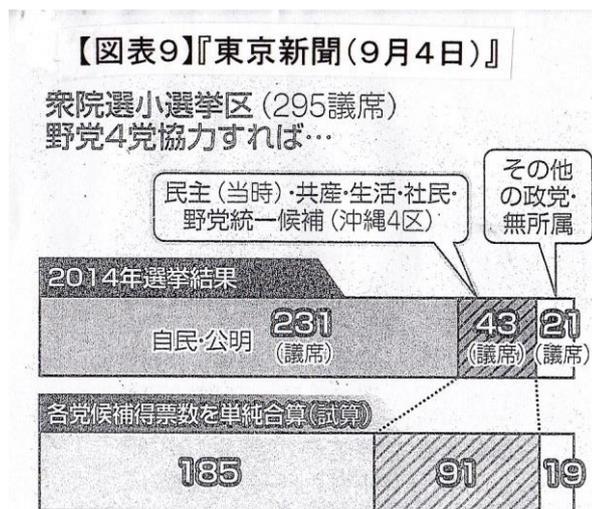


また、改憲勢力は小池百合子・東京都知事や日本維新の会のように「改革」を装うことで市民の支持を集め、改憲に誘導しようとしている。小池都知事が旧勢力である自民党都議会のボスと闘っているという演出をマスメディアは行なっている。小池は2016年9月9日に、待機児童解消に向けた緊急対策として保育サービスの定員を5000人増やすと発表した。これ自体は市民の要求に応えるものであるが、問題はその内容である。正式の保育士だけでなく「みなし保育士」を増やす、基準を緩和し狭い保育所に押し込む、というものである。子どもにとって大切な保育環境が無視されている。公立保育所の公務員保育士による安全で豊かな保育を提供するのではなく、保育士の資格をもたないまま低賃金で働く人びとを雇う民間企業に「保育」をゆだねようとしている。つまり、株式会社に保育所を経営させ、ベネッセなどの大資本に保育市場を提供しようというのである。小池は、安倍政権が進める政策を保育の分野で実行しようとしているのだ。小池や日本維新の会の打ち出す「改革」が、まさにグローバル資本の要求する新自由主義改革であることを明らかにしていかなばならない。

彼らの政策は市民の要求に応えたかのように見せかけながら、実は資本の利益を追求するものである。私たちには24時間テレビを分析する余裕はない。しかし、私たちの強みは真実を語っていることである。メディアに支配されている市民を変えるためには、あらゆる手段を使って働きかけることが必要となる。署名では、市民との対話が成立する。変革するチャンスである。私たちは、総がかり行動実行委員会の沖縄署名が決まれば、その署名も一緒に行なう。

第5に、これらの闘いの力で野党共闘を強化することである。参院選での画期的な野党共闘の成果をふまえ、これをさらに強化して衆院選に備えるべきときである。衆議院小選挙区で野党共闘が実現した場合、前回の2014年における衆院選の結果をもとにした『東京新聞』の試算によれば【図表9】、野党の議席は43から91へと2.1倍になり、自公のそれは231から185にまで減少する²⁰。

²⁰ 『東京新聞』2016年9月4日付。



しかし、共闘をつぶそうとする勢力が存在する。

連合の神津里季生会長は、「共産党とはめざす国家像がまったく違う。政権選択の衆院選で手を組んでやることは、ありえない話だ」と共闘を否定している²¹。民進党の参議院議員の22%が改憲賛成である²²。連合から化学連合が離脱したが、その理由も共産党との共闘の否定であった。蓮舫民進党代表は辺野古新基地建設を肯定している。しかし、戦争法の廃止を求める2000万人署名運動の力が参院選での野党共闘を実現したように、沖縄・改憲阻止闘争の力で野党共闘は実現できる。野党共闘強化のために闘いの強化が必要なのである。

2016年9月23日の4野党党首会談で、10月衆院補選、次期衆院選でも「できるかぎり協力を進める」ことが確認された。衆院東京10区の補選においても、沖縄連帯をはじめ戦争・原発・貧困に反対する市民の運動を強め、野党共闘を実現・勝利させる取り組みを発展させねばならない。そして、野党共闘候補の勝利を改憲阻止闘争勝利の出発点にしなければならない。

改憲反対の世論に確信をもち、沖縄の闘いに連帯して闘うならば、改憲阻止闘争は勝利する。

²¹ 『読売新聞』2016年8月26日付。

²² 「2016年参院選」、『世界』2016年10月号、125頁。